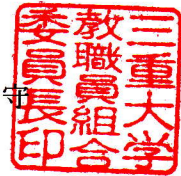


2013年7月8日

国立大学法人三重大学
学長 内田 淳正 様

三重大学教職員組合
中央執行委員長 松岡 守



泊りがけ兼業及び出前授業に伴う年次有給休暇の取得に関する申し入れ書

現在三重大学では、泊りがけの出前授業や非常勤講師等の兼業は、年次有給休暇を取得したうえで行うという運用がなされていますが、これには次の問題があると考えます。

- (1) 大学が認めた業務であるのに年次有給休暇をとった上で実施しなければならないこと

そもそも年次有給休暇は、労働者の疲労回復、健康の維持・増進、その他労働者の福祉向上を図る目的で利用される制度であり、出前授業や非常勤講師の業務は有給休暇取得の目的に合致しません。兼業は教授会で承認されたものであり、大学が認めている業務であるにもかかわらず、それを実施する際に労働者の福祉向上を目的とする年次有給休暇を取らなければならないという運用は矛盾を内包しています。職員の健康管理等を考えるならば、大学が認めた兼業も含めて大学は責任を持つべきと考えます。

なお、大学で行われる研究内容や授業内容を地元の高校生にわかりやすく紹介するといった出前授業の活動が地域貢献や広報活動として将来の受験生確保のための重要な役割を担っていることは広く認められるところです。また非常勤講師等も大学教員の専門性を活かした地域貢献であり、これらの活動は大学教員として可能な範囲（労働者の福利厚生を犠牲にしない範囲）で実施すべきものであるとも考えます。

以上より、以下のとおり申し入れます。

- 一、兼業は泊りがけの場合等も含め、年次有給休暇を取得しなければならないという運用をあらためること。

本件に関しまして1か月以内に文書での回答を求めます。